告示

○法務省告示第三十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月二十六日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

石川県土地家屋調査士会

石川県金沢市新神田三丁目九番二十七号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

平成三十年一月十二日

○財務省告示第二十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年十二月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年一月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十八回	四億円	百四円三十一銭
〃	〃	二十億円	百四円三十四銭
〃	〃	二億円	百四円三十八銭
〃	第十九回	二億円	百四円七十三銭
〃	第二十回	五億円	百四円八十四銭
〃	〃	十六億円	百四円八十五銭
〃	〃	五億円	百四円八十六銭
〃	〃	十五億円	百四円八十七銭
〃	〃	三十億円	百四円八十八銭
〃	〃	十九億円	百四円九十銭
〃	〃	五億円	百四円九十二銭
〃	〃	一億円	百四円九十四銭
〃	〃	十二億円	百四円九十五銭
〃	第二十一回	五億円	百五円七銭
〃	〃	十億円	百五円十銭
〃	〃	三億円	百五円十五銭
〃	第二十二回	三億円	百五円三十九銭
〃	〃	十億円	百五円四十銭
〃	〃	二十億円	百五円四十三銭
〃	〃	十億円	百五円四十四銭
〃	〃	三億円	百五円四十五銭
合計		二百億円	

○文部科学省告示第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学位の種類及び分野の変更に関する基準）	（学位の種類及び分野の変更に関する基準）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　前項の規定は、同項に規定する設置等のうち次の各号に掲げる大学の学部若しくは学部の学科又は短期大学の学科の設置については、適用しない。	［項を加える］
一　大学又は短期大学が専門職学科（大学設置基準（昭和三十年文部省令第二十八号）第四十二条の四第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。）を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部（大学設置基準第四十二条の四第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。）若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置	